

校章作成について（検討資料）

R3.7.1 総務担当

1 作成にあたっての基本方針

- ・統合小学校の教育理念や地区の思いを表現し、かつ児童、保護者、地域にとって親しみやすい校章をつくる。

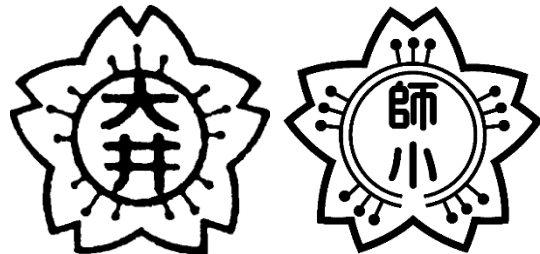
2 作成方針に関する検討事項

(1) 作成の時期

- ア 開校に間に合わせるように、R3年度中に作成をする。
- イ 開校後、統合小学校の教育目標（校訓、目指す児童像など）を十分反映させたものを作成する。

(2) 作成の手順

- ア 児童や地区住民から、原案アイデアを募り、再編委員会にて選考。選ばれた案をデザイナーに依頼し、仕上げてもらう。
- イ デザイナーに複数のアイデアを作成してもらい、それを基に児童や地区住民の投票により選考する。
- ウ 現大井小、師崎小の校章（デザインが非常に似ている）をもとに作成し、再編委員会で決定する。



《参考》町内他小中学校の校章

